

## 徳島県主要農作物種子条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法の廃止により、各県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏付けがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産普及などが衰退するのではないかと、農業従事者、農業関連団体、消費者に懸念の声が上がっています。主食であるこれらの安定供給は、国の食糧安保のために確保されなければならないと思われまます。

今後も現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、さらには農業従事者・農業関連団体、消費者の不安を払拭させるため、下記のとおり、主要農作物種子法に代わる県条例の制定を要望します。

### 記

1. 主要農作物種子法の下で行われていた種子の生産を県が責任を持って行い、多様性に富んだ優良な種子の安定供給を図り、主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与する条例を制定してください。
2. 主要農作物等の種子の生産は公的な財政措置に基づき、継続されるよう条例に明記してください。
3. 公的な種子生産の存続と優良で安全な種子の確保のために原種・原原種の生産と保存、圃場指定、圃場審査、生産物審査、種子計画の策定を、県が責任をもって行う条例を制定してください。
4. 気候変動をはじめとする災害が多発する中で、種子の多様性こそが、環境の激変を乗り越える鍵となり、多様性に富んだ種子の保存が不可欠となりつつあります。県は、阿波の伝統作物及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種について、種子の安定確保のための採種技術の指導を行うとともに、遺伝資源としての種子の維持、保存に対する支援を行う条例を制定してください。
5. 県は、食の安全安心推進条例において、県民の健康と安心して暮らせる生活を県民に提供すべく努力されてきました。農作物やその起源となる種子に関して、遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関する項目が入っております。遺伝子組換えやゲノム編集という遺伝子操作は、未知の分野でその安全性も確立されていないこともあり、安全、安心が確立されていない技術を用いて種子や農作物の生産を行わないことを条例に含めてください。

令和2年6月30日

鳴門市議会